

労働者派遣個別契約書

大津市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲乙間の令和7年 月 日付で締結した労働者派遣基本契約に基づき、以下のとおり労働者派遣個別契約を締結する。

1 業務名

令和8年度向け市県民税当初課税事務等に係る労働者派遣

2 従事業務の内容、派遣人数、派遣期間、就業時間、派遣料金

業務内容		人数	派遣期間	就業時間	派遣料金 (円/時)
(1)	事務スタッフ	2人	令和8年1月9日から 令和8年6月30日まで	9時00分から 17時00分まで	
(2)	事務スタッフ	1人	令和8年1月9日から 令和8年7月31日まで		
(3)	事務リーダー	1人	令和8年1月8日から 令和8年6月30日まで		
(4)	税スタッフ	1人	令和8年1月9日から 令和8年3月31日まで		
(5)	税スタッフ	7人	令和8年1月9日から 令和8年5月31日まで		
(6)	税スタッフ	3人	令和8年1月9日から 令和8年6月30日まで		
(7)	パンチャー	1人	令和8年1月15日から 令和8年7月31日まで		
(8)	パンチャー	1人	令和8年1月15日から 令和8年6月30日まで		
(9)	パンチャー	1人	令和8年2月2日から 令和8年5月31日まで		

※派遣料金には消費税は含まない。

※就業時間（法定労働時間）を超過した勤務については上記金額に1.25を乗じた額とする。仕様書第5項参照。

※各業務内容の詳細については、仕様書第2項参照。

3 責任の程度

第2項(3)の業務に従事する派遣労働者（事務リーダー）にあつては、第2項(1)、(2)及び(4)から(9)の業務に従事する派遣労働者に対する、勤怠管理及び派遣先への報告行うものとする。その他の派遣労働者にあつては、役職を有さないものとする。

4 就業する事業所の名称、所在地、就業場所

大津市役所 大津市御陵町3番1号 大津市総務部市民税課

5 指揮命令者

大津市総務部市民税課 ○○ ○○○○

電話番号：077-528-2721

6 就業日

第2項で定めた期間のうち、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎日とする。

7 休憩時間

12時から13時まで

ただし業務の進行状況によっては休憩の開始時間を変更することができる。

8 時間外労働及び休日労働

甲が必要と認める場合は、協議のうえ、乙の就業規則の定めるところにより時間外労働を命ずることができる。

9 派遣料金の算出及び支払方法

甲は適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に、乙に支払う。派遣料金は月末締めとし、派遣時間の実績に応じた精算払いとし、月ごと、業務ごとの全派遣労働者の総労働時間数に第2項で定めた派遣料金を乗じ、消費税を付加して算出する。月ごとの総労働時間のうち、1時間に満たない時間については、1分以上16分未満を0.25時間、16分以上31分未満を0.5時間、31分以上46分未満を0.75時間、46分以上60分未満を1時間として算出する。なお、合計金額及び消費税は、1円未満切捨てとする。

10 安全及び衛生

甲は、健康保持のため、定められた休憩をとらせるほか、照明等作業環境に配慮する。

11 便宜供与

甲は、乙の派遣労働者に対し、甲が雇用する労働者が利用する施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与に努めるものとする。

12 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

甲：大津市総務部市民税課 ○○ ○○○○

電話番号：077-528-2721

乙：○○○○○○○

電話番号：

(2) 苦情処理方法、連携体制等

同項第1号の苦情処理担当者は、派遣労働者からの苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣元及び派遣先の担当者間で連絡を密にし、誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

1.3 労働者派遣契約の解除の措置

労働者派遣基本契約書第22条（契約解除）及び第24条（派遣契約の中途解除）によるものとする。

1.4 派遣先責任者 大津市総務部市民税課 ○○ ○○○○
電話番号：077-528-2721

1.5 派遣元責任者 ○○○○○○
電話番号：

上記契約の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

滋賀県大津市御陵町3番1号

甲

大津市

大津市長

佐藤

健司

印

乙

印